

“はまなすバス” ご利用の手引き

令和7年4月

NPO法人柿崎まちづくり振興会

電話：025-536-2140

NPO法人柿崎まちづくり振興会は、廃止バス路線の代替えとして、また、公共交通空白地での皆さんの足として、上越市の支援を受けて「交通空白地有償運送『はまなすバス』」を運行します。

【1】運行する「はまなすバス」は、8人乗りの普通乗用車です。

「はまなすバス」は、次の2形態の運行です。

- ①決められた停留所を決められた時間で運行する「定時・定路便」
- ②予約に応じて運行する「デマンド便」

【2】運行区域に制限があります。運行路線・区域図を参照してください。

- ①浜線と吉川西部循環線が運行されている出羽、直海浜、三ツ屋浜、上下浜、坂田新田の地域には運行しません。
- ②柿崎区外には運行しません。
- ③山直海線の運行経路上では、乗降に制限があります。

頸北観光バスの路線である柿崎バスターミナル～下小野学校前～百木停留所間のバス路線上での乗降には、「はまなすバス」は利用できません。頸北観光バスの山直海線をご利用ください。

ただし、柿崎バスターミナル～下小野学校前～百木停留所の間で乗車して、交通空白地（竹鼻、七ヶ地区、黒川・黒岩地区、下黒川地区、馬正面、桃園）へ行く場合、及びその逆の場合は利用できます。

【3】「はまなすバス」は、一日に8便を運行します。はまなすバス運行時刻表をご覧ください。

- ①第2便は「定時・定路便」です。予約は不要です。
- ②第1便と第3～8便は「デマンド便」です。
- ③出発地、終着地は、それぞれ柿崎コミュニティプラザ（柿崎コミプラ前）です。

【4】「はまなすバス」は、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む）、及び年末年始（12月29日～1月3日）は運行しません。

【5】「はまなすバス」は、相乗りの旅客運送です。福祉運送やタクシーではありません。

運転員は、利用者の乗降の介添えはしません。自立歩行が困難の場合はタクシーや他の交通機関をご利用ください。

【6】「はまなすバス」は、公道の安全なところで乗降してもらいます。「ドア ツウ ドア」運行はしません。公道とは、冬期除雪が行われる市道、県道、国道です。

【7】「定時・定路便」について

①「定時・定路便」は、第2便です。黒岩線の決められた停留所を決められた時間で運行します。

②「定時・定路便」は、予約は要りません。ただし「下灰庭」と「上中山入坪」で乗降する場合は予約が必要です。予約は「デマンド便」同様、前日の午後3時までに行ってください。

③「定時・定路便」の、「山谷入口」から黒岩方面は自由乗降区間です。

（イ）停留所以外で乗車したいときは、道路の安全な場所で手を挙げてお知らせください。

（ロ）停留所以外で降りたいときは、余裕をもって運転員に知らせてください。

④「柿崎コミプラ前」～「山谷入口」間では、黒岩方面へ運行時は乗車のみ、柿崎コミプラ方面へ運行時は降車のみです。

⑤「柿崎コミプラ前」～「山谷入口」の区間内だけの利用はできません。

【8】「デマンド便」について

<1 運行と運行区間>

①「デマンド便」は、決められた停留所を決められた時間で運行するのではなく、利用者からの予約に応じて、利用者近くの公道と目的地近くの公道の間を運行します。ただし、「柿崎コミプラ前」～「山谷入口」の間は、「定時・定便」の停留所で乗降してください。

- ②「デマンド便」は、1便と3～8便ですが、予約のない便は運行しません。
- ③「デマンド便」は、竹鼻、七ヶ地区、黒川・黒岩地区、下黒川地区、馬正面、桃園の地域と柿崎の間を運行します。（出羽、直海浜、三ツ屋浜、上下浜、坂田新田の地域には運行しません。）

< 2 予約 >

- ④「デマンド便」は、柿崎コミプラ前の出発時間が決まっています。予約の際は、便名と柿崎コミプラ前の出発時間を伝えてください。
- ⑤「デマンド便」は、予約状況により乗降時間が変わることがありますので、予約の際に確認してください。
- ⑥「デマンド便」の予約は、ご利用日の1か月前から前日（土・日曜日、祝日、年末年始《12月29日～1月3日》のときはその前日）の午後3時までに行ってください。
- ⑦「デマンド便」の予約は、柿崎まちづくり振興会へお願いします。

< 3 乗降の注意 >

- ⑧「デマンド便」の、山谷入口・旭町交差点～柿崎コミプラ前間の乗降場所は、「山谷入口」、「柿崎病院玄関前」、「柿崎病院前」、「柿崎駅前」、「柿崎コミプラ前」の停留所だけです。
- ⑨「柿崎コミプラ前」～「山谷入口」の区間内だけの利用はできません。

【9】利用者登録

- ①「はまなすバス」のご利用に当たっては、予約受付をスムーズに行うために利用者登録をして頂きます。
- ②利用者登録は世帯単位です。
- ③「はまなすバス利用登録申請書」は柿崎まちづくり振興会に提出してください。「はまなすバス」ご利用の時に運転員に提出しても良いです。
- ④登録料は無料です。
- ⑤利用者登録は随時受け付けます。
- ⑥利用者登録は、柿崎区外の人でも登録できます。
- ⑦「利用登録申請書」は柿崎まちづくり振興会に用意してあります。「はまなすバス」ご利用の時に運転員からもらうこともできます。

【10】「はまなすバス」利用登録者票

- ①「はまなすバス」利用登録申請をされた世帯に、「はまなすバス利用登録者票」を交付します。
- ②「はまなすバス利用登録者票」には、登録者台帳のコード番号を記載してあります。「お名前（世帯主）」欄には、世帯主または登録申請者のお名前をマジックインキなど油性ペンで記入してください。
- ③「はまなすバス利用登録者票」は、「はまなすバス」の予約やバス乗車時に利用してください。
- ④「はまなすバス」ご利用時に回数券がなかった時、「はまなすバス利用登録者票」を提示いただければ、「利用登録あり」の乗車賃となります。

【11】乗車賃

- ①「はまなすバス」の乗車賃は次のとおりです。

	大 人 (高校生以上)	子 ど も (中学生以下)	未就学児	支払方法
利用登録あり	200円	100円	無料	回数券
利用登録なし	500円			現金

- ②利用登録されている方は、降車時に回数券を運転員に渡してお支払いください。回数券を忘れた場合は、利用登録ありの乗車賃を現金で支払ってください。
- ③利用登録されていない方は、一律500円を現金で支払ってください。

【12】回数券

- ①回数券は事前に柿崎まちづくり振興会で購入してください。乗車時に運転員から買うこともできます。
- ②回数券は、100円券20枚綴りの1冊2,000円です。
- ③回数券を購入するには、利用者登録が必要です。回数券購入時にその場で利用登録申請をすることもできます。
- ④回数券は、使用期限がありません。
- ⑤不要になった回数券は、残券の10%の手数料を差し引いて払い戻しできます。柿崎まちづくり振興会へお持ちください。

【 はまなすバスの予約のイメージは次のとおりです。 】
(利用日の1か月前から前日の午後3時までに予約します。)

(イメージ 1)(自宅から柿崎駅へ行きたいとき)

【利用者】 ○○町内会の 柿崎はな子 です。明日、自宅から柿崎駅へ行きたいので6時50分発のはまなすバス第1便を予約します。

【振興会】 ○○町内会の 柿崎はな子さん ですね。
6時50分発の第1便の予約を受け付けました。
それでは、お宅の前の市道に7時15分頃にはまなすバスが行きますので、7時10分までにお宅の前の市道で待っててください。



はな子さん



(イメージ 2)(柿崎駅から自宅へ帰りたいとき)

【利用者】 ○○町内会の 柿崎はな子 です。明後日の午前9時37分の電車で柿崎駅に着くので、自宅に帰るのに10時のはまなすバス第3便を予約します。

【振興会】 ○○町内会の 柿崎はな子さん ですね。
10時発の第3便の予約を受け付けました。
それでは、10時4分頃にはまなすバスが駅に行きますので、駅の前でお待ちください。



振興会

【 よくある質問です 】

問:柿崎郵便局で降りられますか？

答:山谷入口・旭町交差点～柿崎コミプラ前間の乗降場所は、「山谷入口」、「柿崎病院前」、「柿崎病院玄関前」、「柿崎駅前」、「柿崎コミプラ前」の5つ停留所だけです。郵便局では降りられません。

問:ナルスやホームセンタームサシで乗り降りはできますか？

答:定時・定路便ではできません。デマンド便ではできます。

問:コミプラ前から柿崎駅まで乗ることはできますか？

答:柿崎コミプラ前～山谷入口・旭町交差点の間だけのご利用はできません。この間だけの乗降は路線バスかハイヤーをご利用ください。

【問合せ・連絡先】

NPO法人柿崎まちづくり振興会

電話:025-536-2140 Fax:025-536-2558

柿崎まちづくり振興会の事務局の業務時間は、午前8時30分から午後4時までです。